

# 虐待防止指針

株式会社ムジナ

令和5年4月1日

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方について

### (1) 障害者虐待防止に関する基本的な考え方

障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されていますが、障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、次のような行為を規定しています。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止に向けた組織体制について

### (1) 虐待防止委員会の設置

当法人では、虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。委員会の構成委員は当法人が提供する各種福祉サービス従業者の中から選任します。(別表)

#### ①設置目的

- ・虐待防止指針の策定及び改正
- ・虐待防止マニュアルの定期的な検証及び改正
- ・虐待防止のチェック・モニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証・再発防止策の検討
- ・虐待防止に関する職員全体への指導

#### ②虐待防止委員会の開催

委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。緊急な事態は、職員より管理職に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委

員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

## (2) 虐待防止のための職員研修

当法人では職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

## (3) 施設内で発生した虐待が判明した場合の報告等の方法

- ① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行います。
- ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知します。
- ③ 利用者に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、施設・事業所として安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、誠意をもって対応します。
- ④ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、市町村・道府県からの立入調査に協力します。
- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は家族会においても報告いたします。
- ⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。
- ⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を行います。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。
- ⑩ 権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努めます。

## 3 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようファイルを作成し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

(附則)

本指針は令和5年4月1日より施行する。

## 虐待防止委員会

### 1 開 催

原則として、年1回とする（必要に応じて随時開催も可）

### 2 検討事項

- 虐待防止指針の策定及び改正
- 虐待防止マニュアルの定期的な検証及び改正
- 虐待防止のチェック・モニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証・再発防止策の検討
- 虐待防止に関する職員全体への指導

### 3 メンバー

役職	役割	担当
委員長	虐待防止委員会の実施、指針・マニュアルの策定、変更	小野哲朗
副委員長	委員長欠席時の代行 虐待防止のチェック・モニタリング(正)	小野三津子
虐待防止 マネジャー	虐待防止の取り組みが適切に行われているかどうかを定期的に判断する	風間真理